

事業分野別経営力向上推進機関への支援について

- 向上推進機関が事業分野別指針に基づき、労働者（正社員）を対象に研修等を行った場合、厚労省所管「人材開発支援助成金」の特定訓練コースから、研修経費の45%の助成を受けることができる。

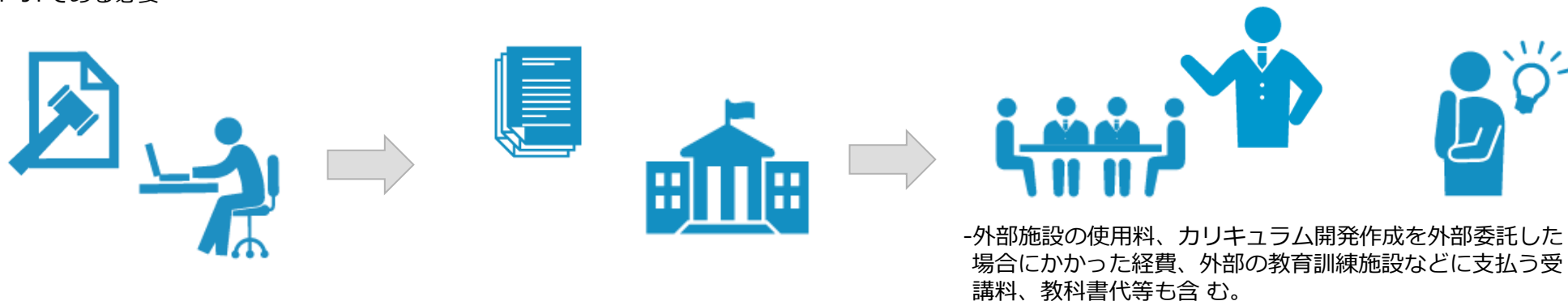
<支援イメージ>

① 訓練実施計画を策定

- 1コースの実訓練時間数は10時間以上
- OFF-JTである必要

② 訓練実施計画を都道府県労働局に提出

③ 計画に基づいた研修を実施。 部外講師への謝金、旅費等の経費を助成



<研修内容イメージ>

- 中長期的な経営計画の策定と実行のためのプロジェクトマネージャー研修
 - 新商品・サービス開発、販路拡大等による付加価値向上につながるマーケティング研修
 - 業務改善と売上向上のためのIT活用研修
- 等

(上記は事業分野別指針に記載のある事項を参考にした例示であり、助成対象となる研修については事業分野別経営力向上推進機関の認定後に個別にご相談ください。また給付条件の詳細については、厚労省HPをご覧ください)